

西之表市出会いイベント等開催支援事業補助金

独身男女の出会い・交流の機会を創出し、結婚への関心の向上を図るとともに、担い手世代のリターンを促進します！

出会いイベント支援事業

独身男女の出会い・交流の場づくりを目的としたイベントで、以下の条件を満たすものが対象。

- ✓20歳以上の独身男女が各3名以上参加する規模のイベントであること
- ✓参加者の過半数が西之表市に在住または勤務する者であること
- ✓交流イベントの会場は、原則、市内での開催とすること
- ✓飲食のみの交流ではなく、スポーツ・文化・その他地域貢献活動等を通じた交流イベントであること
- ✓市が実施するアンケート調査への回答、パンフレット等の配布や市の情報発信に協力できること



同窓会支援事業

西之表市内の学校を卒業した者により開催される同窓会で、以下の条件を満たすものが対象。同一年度内にこの補助金を受けて開催された同窓会に参加した者は、参加者数に含まないものとします。

- ✓20歳以上の男女混合10人以上で開催されるもので、そのうち概ね1/3が独身者であること。参加者の男女比率に著しい差異がないこと
- ✓島外に住所を有する者が、参加者の概ね1/4以上であること
- ✓市内の飲食店や宿泊施設等で開催されるものであること
- ✓市が実施するアンケート調査への回答、パンフレット等の配布や市の情報発信に協力できること
- ✓移住定住及び関係人口創出等に関する情報提供を市から参加者に行う場合があることを了承できること

補助対象者

- 出会いイベント支援事業：イベントを開催する団体、地域組織又は事業者で、結婚支援を業として営むものでないこと
- 同窓会支援事業：同窓会の主催者

補助対象経費と補助金の額

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
出会いイベント支援事業	イベント開催に要する以下の経費 ・講師・司会者等謝礼 ・チラシ、案内文書の作成及び送付等に要する経費 ・会場使用料、車両・機器等借上料 ・イベント開催時に使用する消耗品 ・イベント開催時の傷害保険料 ・飲食店等に支払う飲食費及び会場代	以下(1)～(3)のうち、いずれか低い額 (1)事業に要する経費から参加費その他の収入を控除した実支出合計額 (2)参加者1人あたり3,000円(独身者は5,000円)を乗じて得た額 (3)補助上限額 5万円
同窓会支援事業	同窓会開催に要する以下の経費 ・案内文書の作成及び送付等に要する経費 ・飲食店等に支払う飲食費及び会場代 ・集合写真等の撮影、印刷等に要する経費	以下(1)～(3)のうち、いずれか低い額 (1)事業に要する経費から参加費その他の収入を控除した実支出合計額 (2)ア又はイの場合 ア参加者の年齢が20～50歳の場合 参加者1人につき3,000円(島外居住者又は独身者は5,000円)を乗じて得た額 イ参加者の年齢が51歳以上の場合 参加者1人につき2,000円(島外居住者又は独身者は4,000円)を乗じて得た額 (3)補助上限額 5万円

補助対象期間

- 出会いイベント支援事業：同一の団体等への補助金の交付は、最初に補助金の交付を受けた年度を含む3か年度を限度とします。
- 同窓会支援事業：同じ単位で行う同窓会への補助金の交付は、5か年度に1回を限度とします。

補助申請

事業実施の30日前までに以下の書類を提出してください。

- 交付申請書
- 収支予算書
- 事業計画書
- 同意書兼誓約書

【問合せ先】西之表市役所地域支援課 協働推進係
TEL 0997-22-1111 (内線 214)
MAIL shiminkatudo@city.nishinoomote.lg.jp



△市HPはこちらから